

事業承継と税制

『事業承継の際の相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度』

納税資金の負担が重く、
事業を継続できるか不安だ。

自社株式の価値が上がり、
納税額が高額になりそうだ。

納税猶予及び免除制度を
利用したいが、
手続きがよく分からない。

**一定の手続を経ることで
事業承継の際の相続税・贈与税の納税が
猶予及び免除されます。**

※税務署における手続、具体的な納付税額や免除税額等の詳細については、
国税庁又は税務署にお問い合わせください。



1. 自社株式の相続税・贈与税の納税が猶予及び免除されます

円滑な事業承継を支援するために、相続税や贈与税について税制の特例があります。

○相続税

現経営者の相続又は遺贈により、後継者^(注1)が取得した自社株式^(注2)の80%部分の相続税の納税が猶予及び免除されます。

○贈与税

現経営者からの贈与により、後継者^(注1)が取得した自社株式^(注2)に対応する贈与税の納税が猶予及び免除されます。

(注1) 平成27年1月以降に発生した相続・贈与は、親族外の後継者も本税制の適用対象者となります。

(注2) 本税制の対象となる自社株式は、後継者が相続・贈与前から既に保有していた分も含めて、発行済議決権株式総数の3分の2までの部分です。

(具体例)

本税制の適用を受けると、次の例の様に大きな効果が期待できます(相続税の場合)。

自社株式 7億円 → 後継者Aが取得
その他財産 3億円 → 非後継者Bが取得
合計 10億円

(注) 相続人は、子2人(後継者Aと非後継者B)とする。

〈後継者Aの納付税額〉

納税猶予の適用を
受けない場合
約2億8,000万円

納税猶予の適用を
受ける場合
約4,000万円

(納税猶予税額: 約2億4,000万円)

※上記の自社株式7億円は、発行済議決権株式総数の3分の2部分であるものと想定しています。

2. 納税猶予を受けるための主な要件

納税猶予を受けるためには、以下の要件等を満たすことが必要です。

(1) 会社の主な要件

【相続税】【贈与税】共通

○中小企業者であること。

業種目	資本金 又は	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下

○上場会社、風俗営業会社でないこと。

○従業員が1人以上であること。

○資産保有型会社等に該当しないこと。

資産保有型会社等とは、総資産に占める非事業用資産の割合が70%以上の会社(資産保有型会社)、総収入金額に占める非事業用資産の運用収入の割合が75%以上の会社(資産運用型会社)をいいます。ただし、常時使用する従業員(後継者自身と後継者と生計を一にする親族を除く)が5名以上いるなど、事業実態があるものとして一定の要件を満たす場合には資産保有型会社等には該当しないものとされます。

(2) 先代経営者の主な要件

【相続税】【贈与税】共通

○会社の代表者であったこと。

○相続開始の直前又は贈与の直前において、現経営者と現経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で筆頭株主であったこと。

【贈与税】

○贈与時に代表者を退任していること(有給役員として残ることは可)。

(3) 後継者の主な要件

親族外の後継者も本税制の適用対象者となります。

【相続税】【贈与税】共通

○相続開始時又は贈与時において、後継者と後継者の親族などで総議決権数の過半数を保有し、かつこれらの者の中で筆頭株主であること。

【相続税】

○相続開始の直前において役員であり、相続開始から5ヶ月後に代表者であること。

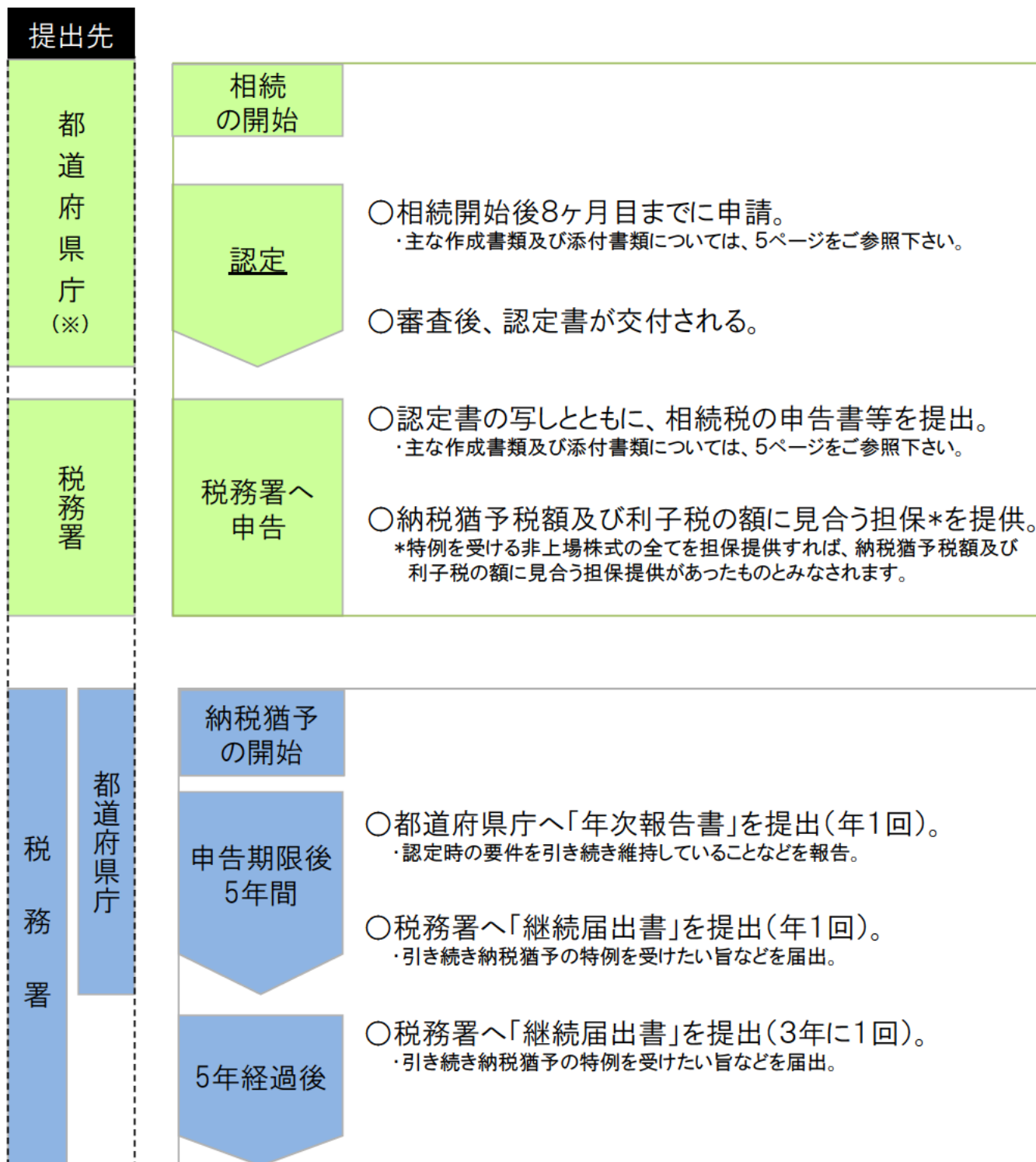
【贈与税】

○贈与時に20歳以上、贈与の直前において3年以上役員であり、かつ、代表者であること。

3. 納税猶予を受けるための手続

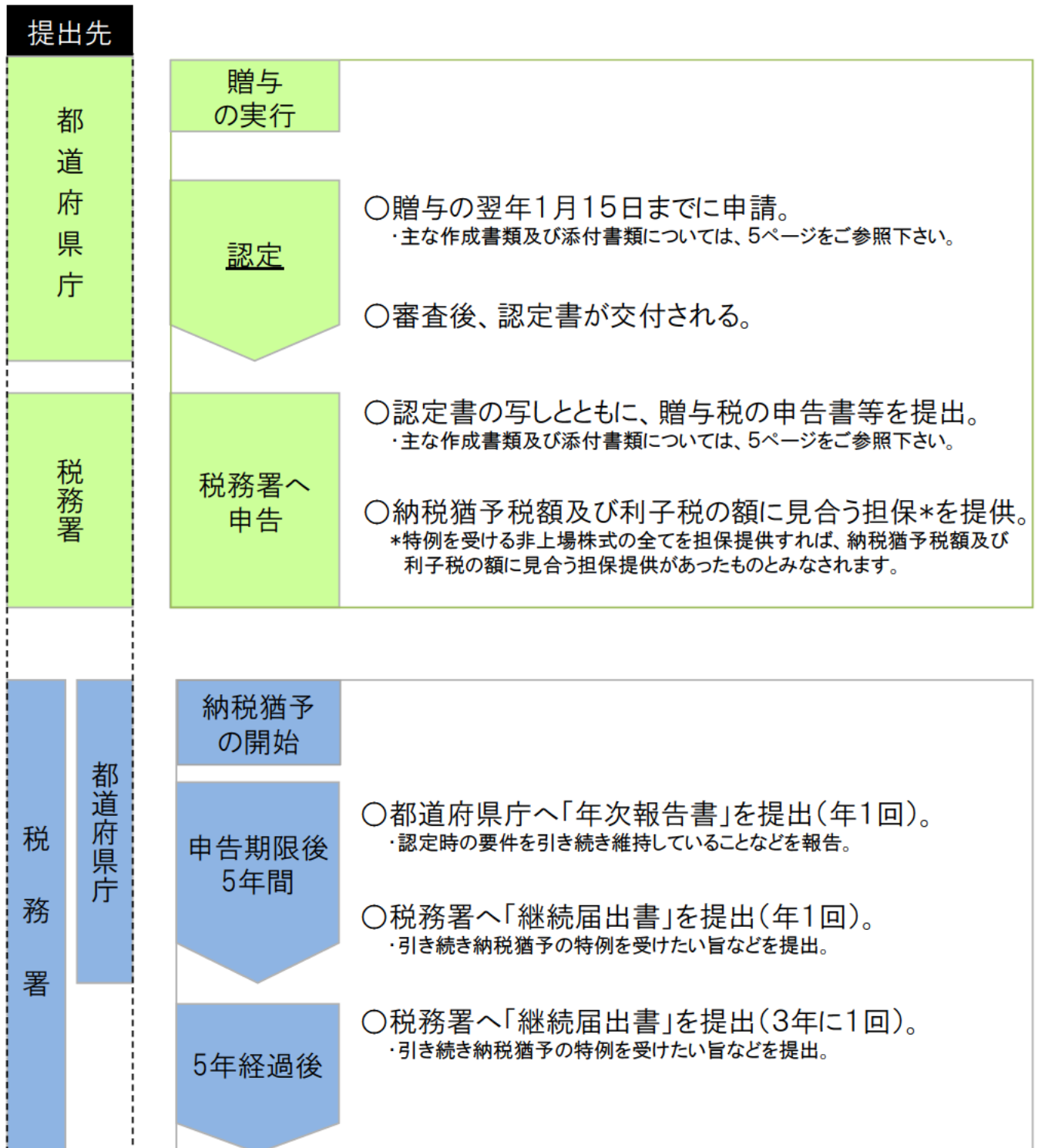
納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

(1) 相続税の納税猶予についての手続



(※) 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。

(2) 贈与税の納税猶予についての手続



4. 納税猶予を受けるために必要な書類

認定(相続税の場合) (提出先:主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁)

主な作成書類	主な添付書類
<input type="checkbox"/> 認定申請書	<input type="checkbox"/> 定款及び株主名簿の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び相続税の見込額を記載した書類 ※ <input type="checkbox"/> 従業員数証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等 <input type="checkbox"/> 上場会社又は風俗営業会社でない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 被相続人、相続人及び株式を保有している親族の戸籍謄本又は抄本

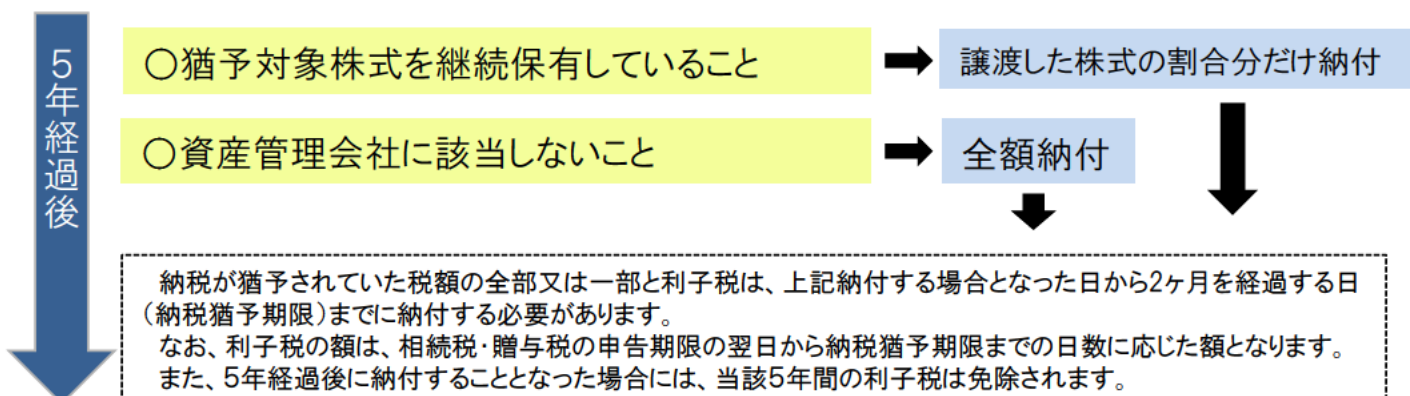
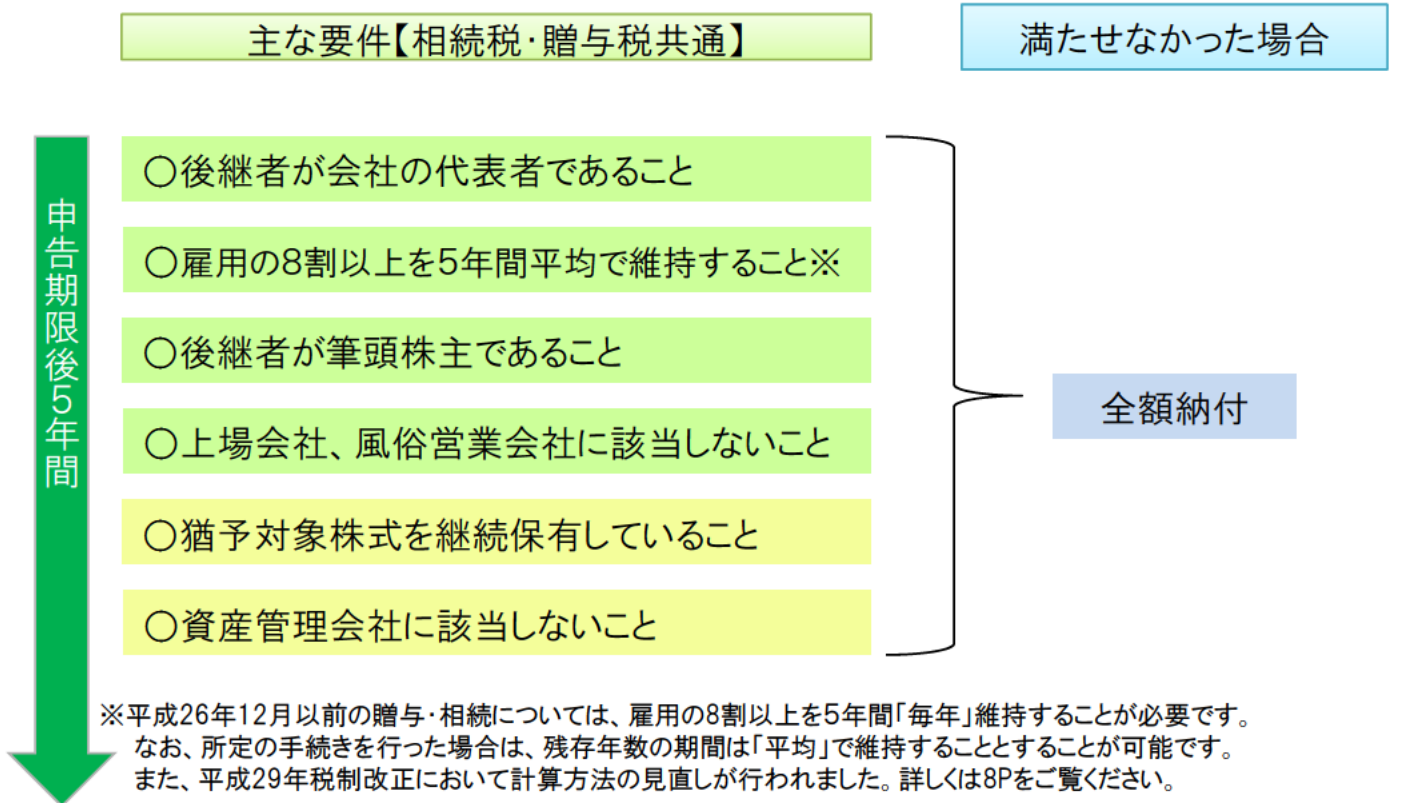
納税猶予(相続税の場合) (提出先:被相続人の住所地を管轄する税務署)

主な作成書類	主な添付書類
<input type="checkbox"/> 相続税の申告書 非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細書等を添付	<input type="checkbox"/> 都道府県知事から交付された認定書の写し <input type="checkbox"/> 都道府県庁へ提出した認定申請書の写し <input type="checkbox"/> 定款及び株主名簿の写し <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 従業員数証明書 <input type="checkbox"/> 後継者の戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 遺言書又は遺産分割協議書の写し及び相続人全員の印鑑証明書 ※ (遺産分割協議書に押印したもの) <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等

※贈与税の場合は、贈与契約書の写し等が必要になります。

5. 納税猶予を続けるための主な要件

納税猶予を続けるためには、以下の主な要件を満たすことが必要です。
 満たせなかった場合には、納税猶予税額の全額あるいは一部の納付が必要となります。



6. 納税猶予額が免除となるケース

一定の条件(主なものを以下に例示)を満たす場合、納税猶予税額が免除されます。

【相続税】

- 後継者(相続人)が死亡した場合

【贈与税】

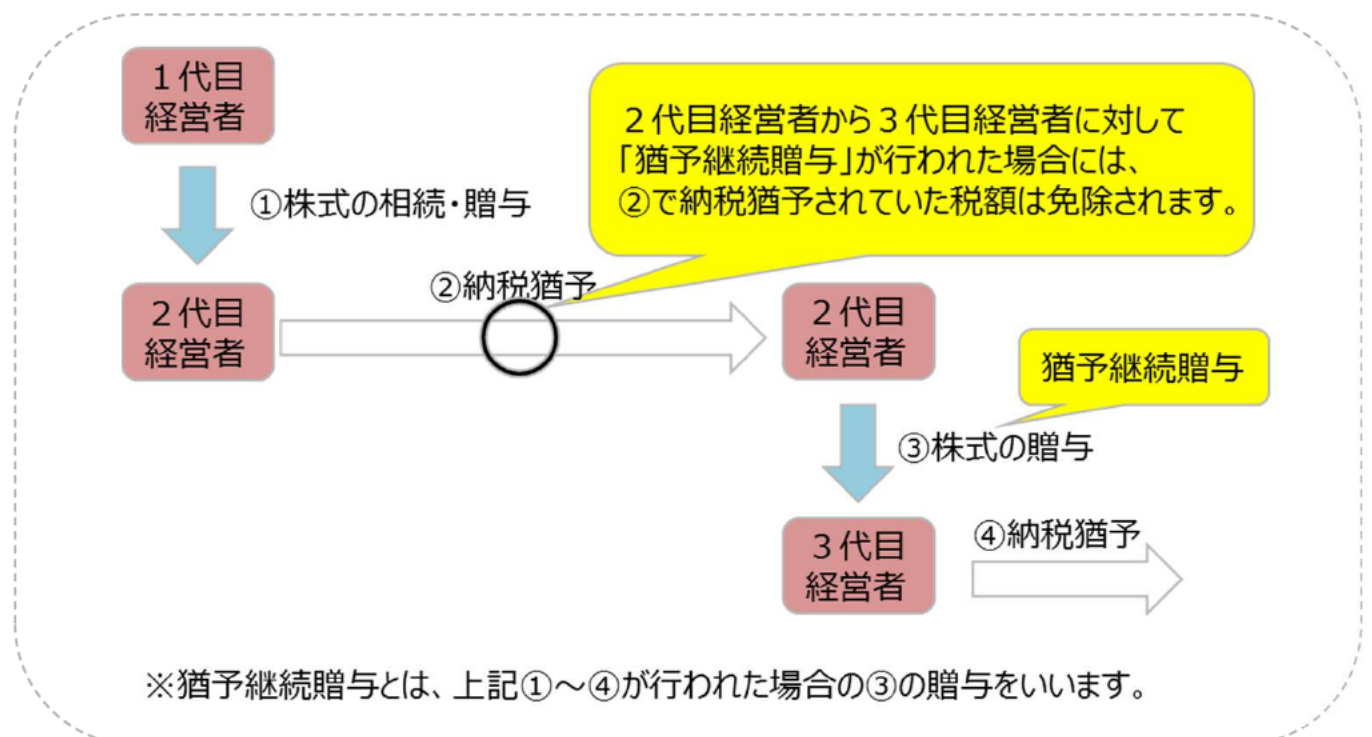
- 現経営者(贈与者)^(注1)又は後継者(受贈者)が死亡した場合

【相続税】【贈与税】共通

- 申告期限後5年間に於いて、やむを得ない理由により、後継者が代表権を有しなくなった日以後に、後継者が「猶予継続贈与」^(注2)を行った場合
- 申告期限後5年経過後に、後継者が「猶予継続贈与」^(注2)を行った場合
- 申告期限後5年経過後に、会社が破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令等を受けた場合^(注3)

(注1)現経営者(贈与者)が死亡した場合、後継者(受贈者)が猶予されていた贈与税は免除されますが、現経営者から後継者への相続があったものとみなされ相続税の納税義務が生じる場合があります。
ただし、後継者が一定の手続を行うことにより、相続税の納税猶予に切り替えることができます。

(注2)「猶予継続贈与」とは、納税猶予を受けている後継者(2代目経営者)が、株式を次の後継者(3代目経営者)に贈与し、その後継者(3代目経営者)が納税猶予を受ける場合における贈与をいいます(下記図③参照)。後継者(2代目経営者)の納税猶予税額のうち、次の後継者(3代目経営者)が納税猶予を受ける株式に対応する部分が免除されます。



(注3)申告期限後5年経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります。再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。

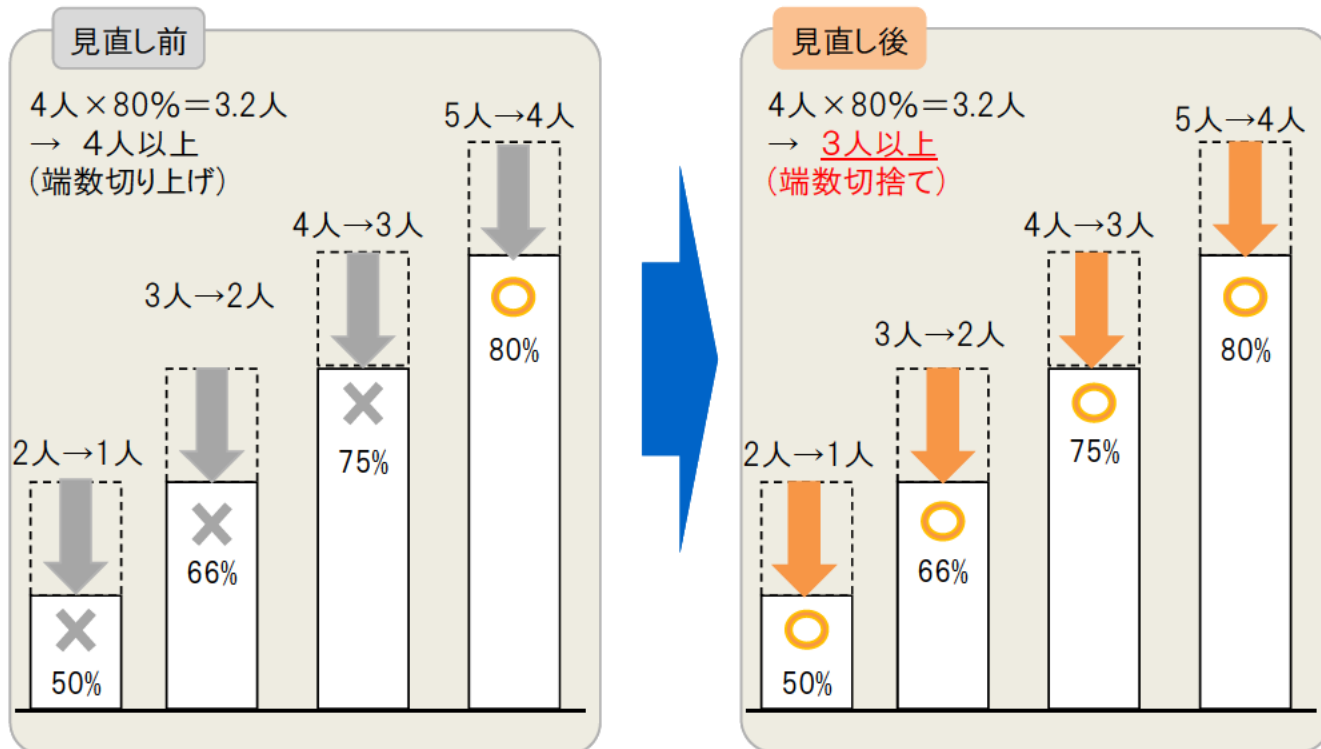
7. 平成29年度改正における見直し

平成29年度税制改正において、人手不足への対応、生前贈与の促進の観点から、以下のような見直しを行いました。

(1) 従業員が1人減っても納税猶予が継続

従業員数4人の企業の場合、5年間の平均従業員数が3人以上であれば、雇用要件を満たすようになりました。

※雇用要件とは…原則として従業員数を5年間平均で8割以上維持しなければならないという要件です。



(2) 相続時精算課税制度との併用が可能となり取消し時のリスクが低減

(例) 贈与税の納税猶予を受けていて、取り消された場合の納税額



(事例)

- 発行済議決権株式総数300株、1株100万円、株価総額3億円。
- 先代経営者が株式全てを保有しており、後継者である息子へ当該株式のうち200株(3分の2)を贈与したが、要件を満たさなくなり、贈与税の納税猶予が取り消された場合。

(3) 災害や取引先の倒産等が発生した場合の要件緩和

例えば、災害により事業用資産の3割以上が損壊した場合には、雇用要件が免除されます。

各都道府県の申請窓口・お問合せ先 平成29年9月現在

北海道 〒060-8588	経済部地域経済局 中小企業課 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5331
青森県 〒030-8570	商工労働部 地域産業課 青森県青森市長島1丁目1番1号	017-734-9374
岩手県 〒020-8570	商工労働観光部 経営支援課 岩手県盛岡市内丸10番1号	019-629-5547
宮城県 〒980-8570	経済商工観光部 中小企業支援室 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2742
秋田県 〒010-8572	産業労働部 産業政策課 秋田県秋田市山王3丁目1番1号	018-860-2215
山形県 〒990-8570	商工労働部 中小企業振興課 山形県山形市松波2丁目8番1号	023-630-2354
福島県 〒960-8670	商工労働部 経営金融課 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7288
茨城県 〒310-8555	商工労働観光部 中小企業課 茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-3560
栃木県 〒320-8501	産業労働観光部 経営支援課 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-3173
群馬県 〒371-8570	産業経済部 商政課 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	027-226-3339
埼玉県 〒330-9301	産業労働部 産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3910
千葉県 〒260-8667	商工労働部 経営支援課 千葉県千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2712
東京都 〒163-8001	産業労働局 商工部 経営支援課 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5320-4785
神奈川県 〒243-0435	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション) 神奈川県海老名市下今泉705番地1 県立産業技術総合研究所2階	046-235-5620
新潟県 〒950-8570	産業労働観光部 産業政策課 団体・小規模企業支援室 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5235
富山県 〒930-8501	商工労働部 経営支援課 富山県富山市新総曲輪1番7号	076-444-3252
石川県 〒920-8580	商工労働部 経営支援課 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1525
山梨県 〒400-8501	産業労働部 企業立地・支援課 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1541
長野県 〒380-8570	産業労働部 産業立地・経営支援課 長野県長野市大字南長野字幅下692番2号	026-235-7195
岐阜県 〒500-8570	商工労働部 商業・金融課 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-8389
静岡県 〒420-8601	経済産業部 商工業局 経営支援課 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	054-221-2807
愛知県 〒460-8501	産業労働部 中小企業金融課 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6332
三重県 〒514-8570	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 三重県津市広明町13番地	059-224-2447

各都道府県の申請窓口・お問合せ先 平成29年1月現在

京都府 〒602-8570	商工労働観光部 ものづくり振興課 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4851
大阪府 〒559-8555	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号咲洲庁舎25階	06-6210-9490
兵庫県 〒650-8567	産業労働部 産業振興局 経営商業課 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-362-3313
奈良県 〒630-8031	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課 奈良県奈良市柏木町129番地1号	0742-33-0817
和歌山県 〒640-8585	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番	073-441-2742
鳥取県 〒680-8570	商工労働部 企業支援課 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地	0857-26-7243
島根県 〒690-8501	商工労働部 中小企業課 島根県松江市殿町1番地	0852-22-5288
岡山県 〒700-8570	産業労働部 経営支援課 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7353
広島県 〒730-8511	商工労働局 経営革新課 広島県広島市中区基町10番52号	082-513-3370
山口県 〒753-8501	商工労働部 経営金融課 山口県山口市滝町1番1号	083-933-3185
徳島県 〒770-8570	商工労働観光部 企業支援課 徳島県徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2369
香川県 〒760-8570	商工労働部 経営支援課 香川県高松市番町四丁目1番10号	087-832-3344
愛媛県 〒790-8570	経済労働部 産業支援局 経営支援課 愛媛県松山市一番町4丁目4番2号	089-912-2480
高知県 〒780-8570	商工労働部 経営支援課 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	088-823-9697
福岡県 〒812-8577	商工部 中小企業振興課 福岡県福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3425
佐賀県 〒840-8570	産業労働部 経営支援課 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7182
長崎県 〒850-8570	産業労働部 産業政策課 長崎県長崎市江戸町2番13号	095-895-2650
熊本県 〒862-8570	商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課(商業分) 商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課(工業分) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2316 096-333-2319
大分県 〒870-8501	商工労働部 経営創造・金融課 大分県大分市大手町3丁目1番1号	097-506-3226
宮崎県 〒880-8501	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7097 099-286-2944
鹿児島県 〒890-8577	商工労働水産部 経営金融課 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	098-866-2343
沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	
京都府 〒602-8570	商工労働観光部 ものづくり振興課 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4851
大阪府 〒559-8555	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号咲洲庁舎25階	06-6210-9490
兵庫県	産業労働部 産業振興局 経営商業課	078-362-3313

(支援機関等のご紹介)

○税理士

税理士は、顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行っています。

→日本税理士会連合会TEL:03-5435-0931(代) <http://www.nichizeiren.or.jp/>

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

(独)中小企業基盤整備機構は、中小企業の経営に関するサポートをしています。

→がんばる中小企業経営相談ホットライン TEL:0570-009111 <http://www.smrj.go.jp>

○事業引継ぎ支援センター

事業引継ぎ支援センターは、事業承継に関わる様々な相談をお伺いします。また、後継者探しに困りの中小企業の後継者探しのお手伝いを行っています。

→各都道府県の事業引継ぎ支援センターの連絡先【中小企業庁ホームページ】

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/140409jigyoushou.pdf>

<経済産業局のお問合せ先>

北海道経済産業局	中小企業課	011-709-1783	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
東北経済産業局	中小企業課	022-221-4922	四国経済産業局	中小企業課	087-811-8529
関東経済産業局	中小企業 金融課	048-600-0323	九州経済産業局	中小企業金融室	092-482-5448
中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748	内閣府沖縄総合事務局	中小企業課	098-866-1755
近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023			

<本パンフレットのお問合せ先>

中小企業庁 財務課

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-5803

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>